

暮らしの安全知っ得情報

台風の多い時期が到来

過去5年間で関東甲信地方に接近した台風の数19件で、そのうち17件が8月以降のものでした。台風による被害を最小限にとどめるためにも、次のことを心掛けて家庭での備えを進めましょう。

- 普段から雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする
- 屋根瓦や外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 停電・断水などのライフラインの寸断や避難に備えて、懐中電灯や携帯ラジオ、非常食・保存水、常備薬などの非常持ち出し品を準備する
- 地域の避難所や、一時的に利用できる近くの集会所までの避難経路を確認しておく
- 浸水が多い場所では土のう、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを前もって用意しておき、風雨が強まる前に設置する

○ 植木鉢や物干し竿など風に飛ばされやすい物は、屋内に片付け、テレビアンテナやプロパンガスは固定する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



消費生活相談Q&A

インターネット接続事業者(プロバイダー)の変更は契約内容や費用負担の確認を

Q 電話で「プロバイダーを変更すれば今より料金が安くなる」と勧誘され、プロバイダーを変更しました。変更後、



安くないことが分かり、事業者に解約したいと伝えたら「今解約すると高額な違約金がかかる」と言われました。この場合でもクーリングオフはできますか。

A プロバイダーなどの電気通信サービスは特定商取引法の対象外のため、電話勧誘による契約でもクーリングオフ制度の適用はありません。しかし、初期契約解除制度により、契約書面を受領した日から8日以内であれば、はがきなどの書面を事業者へ送付することで解約できます。違約金の支払いは不要ですが、クーリングオフ制度と異なり工事費用・事務手数料(法令で定められた上限額あり)、解約までに利用したサービスの利用料については支払う必要があります。

契約時には、次の点に注意しましょう。

- 解約時に違約金の支払いが必要となる電気通信サービスもあるため、電話や訪問による勧誘を受けてもすぐに契約せず、サービス内容や解約時の違約金を含めた費用負担を確認する
- 契約書が届いたら、すぐに内容を確認し、疑問や気になる点があれば早めに事業者へ申し出る

不安に思ったり、困ったりしたときには消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。

8月から、70歳以上の人の限度額は下表の通りとなります。70歳未満の人の限度額と計算方法については変更ありません。

支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に



所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は14万100円))	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は9万3,000円))	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は4万4,400円))	
一般	1万8,000円 (年間上限*1 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,000円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*1 8月から翌年7月までの1年間

該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については、認定証の交付は不要です。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

年金

受給者が亡くなったときは 速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払われ続けてしまう場合があります。その場合、払い過ぎた分を後から返してもらうこととなりますので、届け出は速やかにお願い

いたします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。